サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドライン1.0 beta版（蓄電池CFP関係）　附属書A：用語一覧

No.	用語	説明	出典	URL
1	アーキテクチャ（システムアーキテクチャ）	システムが存在する環境の中での、システムの基本的な概念又は性質であって、その構成要素、相互関係、並びに設計及び発展を導く原則として具体化したもの。	JISX0170:2020	-
2	アクセス制御	データ連携の仕組みにおけるデータや機能へのアクセスを、利用者や権限に応じて制限・管理する仕組み。	-	-
3	アプリ	アプリケーションの略。	-	-
4	アプリケーション	参加者が、データ連携の仕組みを利用してCFPに関連するデータを取引先等と連携するために開発されたソフトウェアプログラムを指す。	-	-
5	アプリケーション事業者	本ガイドライン記載のアプリケーションに求められる機能の実装を行い、そのアプリケーションを提供する事業者。	-	-
6	カーボンフットプリント（CFP）	Carbon Footprint of Products の略語。製品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG の排出量を CO2 排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはその仕組みを指す。本ガイドラインでは、製品・部品のCFP値もCFPと表記する。	経済産業省、環境省	https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/20230526_3.pdf
7	カットオフ	算定において、質量比で一定割合未満の投入フロー及び産出フローを算定対象から除外すること。欧州電池規則委任法案2.2.3項では、システム構成要素ごとの総質量の1%未満の投入・産出フローに一般的なカットオフを適用してよいとされている。適用した場合は、当該システム構成要素のレベルで単位当たりのカーボンフットプリントが最も高い材料投入フローに不足質量を加算し、カットオフの適用の有無と適用箇所をカーボンフットプリント調査に記載することとされている。	欧州電池規則委任法案 Ares(2024)3131389 2.2.3項	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=PI_COM:Ares(2024)3131389
8	データ主権	データ利用の許諾に際して適用されるべき保存・利用条件等に関する自己決定。	経済産業省、IPA「Whitepaper：ウラノス・エコシステム・データスペーシズ リファレンスアーキテクチャモデル（ODS-RAM）」	https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/reports/ouranos-ecosystem-dataspaces-ram-white-paper.html
9	データ提供者	データを提供し、データに係る利用制御を行使する主体。データの利用の許諾に際して適用されるべき保存・利用条件等に関する自己決定を行う。	Open Data Spaces (ODS)	https://open-dataspaces.gitbook.io/ods-docs/jp/ods-ram/glossary
10	データの利用制御	データ提供者が行使する、データに係る利用制御（Usage Control）。データ提供者の自己決定の行使が適切に反映されるようにする機能であり、ODS-RAMではL1 データレイヤが担う。	Open Data Spaces (ODS)	https://open-dataspaces.gitbook.io/ods-docs/jp/ods-ram/03-layers
11	データマネジメント	データ及び情報という資産のライフサイクル全体にわたり、それらの価値を提供し、管理し、保護し、高めるための計画、方針、プログラム、及び実践を策定、実行、監督すること。	DAMA International	https://dama.org/about-dama/what-is-data-management/
12	データ流通システム	アプリケーションその他のシステムとトレーサビリティ管理システム等との間のデータの送受信を担い、データの変換及び他システムとの接続を行うシステム。	-	-
13	データ利用者	データを利用する主体。データ提供者による自己決定を遵守し、データ提供者が設定する保存・利用条件の範囲内でデータを取得、保存、利用する。	Open Data Spaces (ODS)	https://open-dataspaces.gitbook.io/ods-docs/jp/ods-ram/glossary
14	データ連携のサービス提供者	データ連携の仕組みを運営し、参加者に対してデータ連携に必要なサービスを提供する事業者。本ガイドラインでは、公益デジタルプラットフォーム運営事業者として、データ連携の仕組みの管理・運営、参加者間の信頼性確保、認証等の役割を担う。	-	-
15	データ連携の仕組み	企業間でデータ連携を行うための、システム、運用ルール及びガバナンスを含む仕組みの総称。	-	-
16	デュー・ディリジェンス（DD）	デュー・ディリジェンス（Due Diligence）とは、企業が、自社・グループ会社及びサプライヤ等における人権・環境への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為。	経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」	https://www.meti.go.jp/files/900012240.pdf
17	トラスト	ユーザあるいは他のステークホルダがそのシステムや製品が想定する通りに振る舞うということを信用する度合い。	ISO/IEC 25010:2011	-
18	トレーサビリティ	本ガイドラインに示すトレーサビリティ管理システムでは、「製品と仕入品の構成関係」と「企業間の取引関係」を追跡可能にすることを指す。	-	-
19	トレーサビリティ管理システム	本ガイドラインでは、蓄電池のトレーサビリティを確保するためのシステムを指す。	-	-
20	トレース識別子	製品に対してトレースを取るためにトレーサビリティ管理システムで利用する、一意に製品を特定可能な識別子。トレース識別子同士を紐付けることで「製品と仕入品の構成関係」を記録する。企業間の取引関係は、取引関係情報（取引関係情報識別子で識別する構造データ）により記録する。	-	-
21	トレードシークレット	営業秘密そのもの及び、その秘匿性を関係者間で適切な契約や技術的措置等を施すことにより維持するための手段も包含する概念。例えばカーボンフットプリントの場合、自社製造由来の排出量や部品構成のように、他社に情報開示することで、自社の部品構成情報や活用技術、ノウハウ、商流等が類推されてしまう恐れのある情報が該当する。	-	-
22	バッテリー製造者	CFP宣言を行う、車載用電池の最終製品の製造事業者。欧州電池規則上は経済事業者に含まれる。	-	-
23	モデル規約	サプライチェーン上のデータの共同利用・利活用を、安全で信頼できる形で実現するために、データ連携のサービス提供者と参加者の間で結ぶべき規約の例を示したドキュメント。	経済産業省「データ連携基盤規約 Ver.1.0」	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/model_kiyaku.pdf
24	ユーザ認証システム	データ連携の仕組みを利用するユーザ（事業者）及びシステムを認証するとともに、事業者・事業所の情報の管理及び識別子の変換を行うシステム。	-	-
25	委任法案	欧州電池規則第7条第1項第4副段落(a)及び第89条に基づき、カーボンフットプリントの算定及び検証の方法を定めるために欧州委員会が採択する委任法の案。本ガイドライン作成時点で未採択。文書番号 Ares(2024)3131389（2024年4月30日に意見募集のため公開）。	欧州電池規則委任法案 Ares(2024)3131389	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=PI_COM:Ares(2024)3131389
26	運用ガイドブック	データ連携の仕組みを利用するユーザに向けて、データ連携の仕組みを利用した業務の運用方法を紹介したドキュメント。例えばCFP運用ガイドブックでは、サプライチェーン上のCFPのデータの算定、収集、提出をデータ連携の仕組みを活用し効率的に行うための運用方法を記載している。	-	https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/guidelines/cfp-guidebook.html
27	欧州電池規則	製造・廃棄時の温室効果ガス排出量による規制（カーボンフットプリント規制）、責任ある材料調達（デュー・ディリジェンス）、リサイクルに関する規制等、電池のライフサイクル全体に対する欧州規則。	-	-
28	活動量	マテリアルやエネルギーの投入量をいう。例えば、電気の使用量、輸送量、廃棄物の量等を指す。本ガイドラインが示すトレーサビリティ管理システムでは、取引関係にある川上企業から調達する製品の1単位を基準とし、自社製品のCFPを算定する際に必要となる調達品の単位数を指す。	経済産業省、環境省	https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/004_05_00.pdf
29	共通ツール	データ連携の仕組みを構成する要素であり、データ連携の仕組みを構築する際に参照・利用できるツールやオープンソースソフトウェアとして公開されるソースコードを指す。	-	-
30	共通データモデル	データ連携の仕組みにおいてデータ連携を行うためにやり取りするデータ項目群とその項目が許容するデータ型や制約等を定義したモデル群。	-	-
31	共通識別子	データ連携の仕組みで共通的に扱う事業者識別子・事業所識別子、トレース識別子等の各識別子を指す。	-	-
32	公益デジタルプラットフォーム運営事業者	公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度によって認定を受けた事業者。DX認定制度の認定基準に加え、①データ連携システムの運用及び管理②安全性・信頼性の確保③相互運用性の確保④事業安定性の確保、の4つの基準を満たしていると認定されて、公益性が高いと認められる。	IPA	https://www.ipa.go.jp/digital/dx/dpf-nintei.html
33	最下流（企業）	サプライチェーンにおいて製造工程の最も消費者に近いところに位置する、完成品を生産する事業者を指す。	-	-
34	最上流（企業）	サプライチェーンにおいて製造工程の最も原材料生産に近いところに位置している事業者を指す。	-	-
35	川下（企業）	サプライチェーンにおいて、該当企業から見て相対的に消費者側に位置している事業者を指す。	-	-
36	川上（企業）	サプライチェーンにおいて、該当企業から見て相対的に原材料生産側に位置している事業者を指す。	-	-
37	川中（企業）	サプライチェーンにおいて、川上と川下の間の中間の生産・流通段階の事業者を指す。	-	-
38	参加者	データ連携のサービス提供者と契約を締結し、データ連携の仕組みを利用する事業者。	-	-
39	仕入先	販売や製造のための商品を購入する相手。つまり、完成した製品や材料・部品などを仕入れる相手方が、仕入先となる。蓄電池のサプライチェーンにおいては、材料メーカ、原材料メーカ、部品メーカ等を指す。	-	-
40	支給品	製造やサプライチェーンの過程において企業や現場にて提供・使用される物理的・電子的資材や部品、原材料、ツール、試供品等のこと。企業間取引において、支給される物品やデータを指し、業務上の必要に応じて適切に管理・トレーサビリティ確保やデータ連携に利用される。	-	-
41	実施法	欧州電池規則第7条第1項第4副段落(b)及び第90条第3項に基づき、CFP宣言の様式を定めるために欧州委員会が採択する法律。本ガイドライン作成時点で未採択。草案の文書番号 Ares(2024)3131449。	規則(EU)2023/1542 第7条第1項	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:02023R1542-20250731
42	自動車OEM	自動車を製造する事業者（完成車メーカ）。	-	-
43	取引先	製品の仕入先や納品先等、取引関係にある企業を指す。	-	-
44	終端フラグ	CFP情報の提供依頼を行う必要が無い部品に対してトレーサビリティ管理システム内で設定するフラグを指す。取引の終端や、システム外でCFP情報を川上企業より取得して行う場合に該当する部品に対して設定を行う。	-	-
45	樹形図	最終製品を起点として枝分かれする部品構成の連鎖を、木構造として捉えたもの。	-	-
46	樹形図ステータス	取引関係情報ごとに保持されるステータスで、当該取引関係から見たサプライチェーン上流側の末端部品すべてに終端フラグが付与されているかを示す。値は「未終端」「終端済」。最終製品から枝分かれする取引関係がすべて終端済となった場合に、樹形図全体が完成したと言える。	-	-
47	製造事業者	蓄電池を含む製品を製造する事業者、又は設計もしくは製造された製品を独自の名称又は商標のもとで販売、あるいは自身の事業目的のために利用開始する事業者を指す。	-	-
48	第三者認証機関（適合性評価機関）	校正、試験、認証及び検査を含む適合性評価活動を行う機関をいう。欧州電池規則においては、加盟国当局が欧州委員会に届け出た適合性評価機関をNotified Body（NB）と呼ぶ。本ガイドラインが対象とする範囲では、CFPの適合性検証等を行う。	-	-
49	認証断面	第三者認証機関による検証のために、バッテリー製造者が申請する最終製品について確定したCFPのデータの断面。電池モデル、算定期間等を確定したものであり、これを特定するための情報を認証断面情報という。	-	-
50	認定機関	第三者認証機関の評価と認定を行う機関。	-	-
51	納品先	商品を販売する相手。自社から見て川下企業がそれに該当する。	-	-
52	排出原単位	活動の単位量あたりの GHG 排出量。例えば電気 1kWh あたり、貨物の輸送量 1 トンキロあたり、廃棄物の焼却 1t あたりの GHG 排出量を指す。	経済産業省、環境省	https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/004_05_00.pdf

Copyright © 2026 METI/IPA

No.	用語	説明	出典	URL
53	附属書	本ガイドラインに付属する文書。附属書A（用語一覧）、附属書B（業務一覧及び業務フロー）、附属書C（システム化業務フロー）及び附属書D（非機能要件）は、本文の一部をなす規定の附属書である。附属書E（カーボンフットプリント（CFP）運用ガイドブック）及び附属書F（カーボンフットプリント（CFP）認証プロセスガイドブック）は、参考の附属書であり、規範的な要求事項を追加・変更するものではない。	-	-
54	分散データマネジメント	中央集権的にデータを一箇所へ集約するのではなく、各ドメインのオーナーが自らのデータを管理したまま、組織や国境を横断して相互に利用可能とする考え方。	IPA「Why Open Dataspaces: 設計思想とアーキテクチャパラダイム」	https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/reports/open-dataspaces-design-philosophy.html
55	連携データ	複数企業間で共有・連携されるサプライチェーンに関する製品構成や取引情報等、目的達成のために利用されるデータ全般。本ガイドラインでは、CFP情報をはじめとする、CFPのデータ連携のために企業間で共有・連携されるデータを指す。	-	-
56	CFF	Circular Footprint Formula の略語。材料の循環利用に伴う環境負荷の配分を求める式。欧州電池規則委任法案2.6項では、材料投入、解体、電子部品のリサイクル、セルのリサイクル、エネルギー回収、処分の6つの項をそれぞれ定められた式により求め、合算して最終結果を得るとされている。	欧州電池規則委任法案 Ares(2024)3131389 2.6項	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=PI_COM:Ares(2024)3131389
57	CFP宣言	欧州電池規則第7条第1項に基づき、電気自動車用電池、容量2kWhを超える産業用充電式電池及びLMT電池について、各製造工場の電池モデルごとに作成する宣言。同項第4副段落(b)の実施法が定める様式に従い、少なくとも次の情報を含む。製造事業者に関する管理情報、電池モデルに関する情報、電池製造施設の地理的位置、電池のカーボンフットプリント（予想耐用年数にわたって電池が提供する総エネルギー1kWh当たりのCO2換算kg）、ANNEX II 第4項のライフサイクルステージごとに区別したカーボンフットプリント、電池のEU適合宣言の識別番号、根拠となる調査の公開版へのWebリンク。	規則(EU)2023/1542 第7条第1項	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:02023R1542-20250731
58	CFP証明書	本ガイドラインでいう「CFP証明書」は、CFPの算定結果に関する第三者認証の証書その他の関連ファイル一式をトレース識別子に紐付けて保管するための、本ガイドラインにおける実務上の呼称である。欧州電池規則第7条が定めるCFP宣言や、同規則第17条第2項が定める適合性評価の成果物（EU適合宣言等）を指すものではない。これらとの対応の定義は次版以降で扱う。	-	-
59	CFP情報	トレーサビリティ管理システムにトレース識別子に紐付けて登録・連携する、CFPの値（GHG量、GHG量単位、CFP種別）及びDQR。CFP証明書情報とは別に登録し、開示設定もそれぞれ行う。	-	-
60	DQR	Data Quality Rating の略語。データセットの品質を評価する指標。欧州電池規則委任法案2.3.6項では、技術的代表性（TeR）、地理的代表性（GeR）、時間的代表性（TiR）の3つの評価基準の値を合計し3で除して算出するとされている。	欧州電池規則委任法案 Ares(2024)3131389 2.3.6項	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=PI_COM:Ares(2024)3131389
61	GHG	GreenHouse Gasの略語。気候変動に影響を与える温室効果ガス。最新のIPCCや評価報告書（Assessment Report）で列挙されているGHGのうち、ISO 14067が定める要件に該当する温室効果ガス*1を対象としている。 *1 CO2、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、クロロフルオロカーボン類（CFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF6）、三フッ化窒素（NF3）	経済産業省、環境省	https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/20230526_3.pdf
62	ILCD	International Reference Life Cycle Data Systemの略語。ライフサイクルインベントリデータの記述形式。欧州電池規則委任法案2.3.4項では、企業固有データセットのデータ形式を、LCDN（Life Cycle Data Network）で利用可能なILCDデータ形式に準拠させることとされている。	欧州電池規則委任法案 Ares(2024)3131389 2.3.4項	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=PI_COM:Ares(2024)3131389
63	LMT電池	Light Means of Transport battery（軽量輸送手段用電池）。密閉され、重量が25kg以下であり、電動機のみ又は電動機と人力の組合せで駆動できる車輪付き車両の走行用の電力を供給するよう特に設計された電池であって、電気自動車用電池でないもの。	欧州電池規則 第3条第1項(11)	-
64	ODS-RAM	Open Data Spacesの設計哲学のもと、企業・業界・国境を横断した分散データマネジメントのためのリファレンスアーキテクチャを公開するものであり、技術パラダイムや階層構造モデル、プロトコルの関係性などにより構成される参照文書。	Open Data Spaces (ODS)	https://open-dataspaces.gitbook.io/ods-docs/jp/ods-ram/v2
65	Open Data Spaces (ODS)	国や組織ごとの多様性を尊重する、オープンでスケーラブルな分散データマネジメントの技術コンセプト。	Open Data Spaces (ODS)	https://open-dataspaces.gitbook.io/ods-docs/jp/ods-ram/v2

Copyright © 2026 METI/IPA